

# 原発を「将来にわたる基幹電源」と位置づけ、 高速増殖炉実用化推進を掲げた「エネルギー基本計画」改定案

2002年6月の「エネルギー政策基本法」の成立を受け、2003年10月に現「エネルギー基本計画」（基本計画）が策定されました。その後3年を経て、昨年2月から、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会総合部会で、「基本計画」の改定作業が行われてきました。7回の会議を経てまとめられた改定案に対し、昨年末から今年の1月29日まで約1ヶ月間パブリックコメント（意見募集）が行われました。今後、最終案が総合部会に諮られ、2月中には閣議決定をし、その後国会に報告される予定です。

2003年の現「エネルギー基本計画」策定時には、パブリックコメントの後、全国6ヶ所で広聴会が開かれ、「国民の意見を聞く」機会が設けられましたが、今回の改定ではパブリックコメントだけで、やらせ質問問題があったためか、広聴会の開催予定はありません。

## エネルギーの安定供給、地球温暖化対策を名目に 原子力を第一に

2005年10月に原子力委員会が「原子力利用開発長期計画」を「原子力政策大綱」と改名し、電力自由化の下で原発推進策が進まない中、国家主導での原子力推進を打ち出しました。これを受け、また、世界的に原油価格が高騰し、「原発への回帰」が意図的に流布される中、政府は2006年5月に「新国家エネルギー戦略」を、同年8月には「原子力立国計画」を打ち上げ、原発中心のエネルギー政策を強硬に推し進めようとしています。しかし、思うようには進んでいません。

現「基本計画」策定から3年が経ち、改定案では「国際的にエネルギー需給が逼迫しつつある」状況下で、「国家戦略としてエネルギーの安定供給の確保」が必要とし、現「基本計画」に比べ国の戦略としてエネルギーの安全保障を前面に打ち出し、「原子力の開発、導入及び利用」の項が大幅に加筆されています。今回の「基本計画」見直しに当たり「自立した環境適合的なエネルギー需給構造を実現するために、原子力発電を積極的に推進し、新エネルギーの着実な導入拡大を図る」と、原発推進を第一に掲げています。

エネルギー需給政策の基本の「安定供給」、「環境への適合」、「市場原理の活用」については、現「基本計

画」を踏襲しています。しかし、「エネルギーの安定供給のためには、1つのエネルギー源に過度に依存することを避け、エネルギーの多様化を図る」とする一方、「原子力の利用を第一義に、原子力発電を推進する」と原子力優先を明確にしています。さらに、「地球温暖化問題への対策として、環境への適合を図る」ことを名目に、原子力推進を第一義にあげています。

原発では、東電の事故隠し事件や関電の美浜3号事故などに見られるように、事件や事故が起これば長期間の停止に至り、火力発電やその他の電源に依存しなければならず、安定供給が脅かされます。原発依存がエネルギーの安定供給を脅かすという矛盾は避けられないでしょう。

## 原発は「基幹電源」から「将来にわたる基幹電源」に

現「基本計画」では、原発は太陽光、風力などと並び「多様なエネルギーの一つ」でしたが、改定案では原発が「第一義」になりました。さらに、「基幹電源」としての原発が、「将来にわたる基幹電源」とされました。電力自由化の下でコストのかかる原発の増設が進まない中、既設原発の60年運転、80～90%の設備利用率での強硬運転を基本に据えようとしています。現在稼働中の原発が寿命を迎える2030年以降については、既設原発の建て替え（リプレース）をはかり、その後は高速増殖炉を展望しています。しかし、新規原発には経済性がないことから、「既設炉の建て替えが円滑に進むための環境整備が必要」とし、そのための支援策として、「(a)初期投資・廃炉負担の軽減・平準化、(b)原子力発電に特有な投資リスクの低減・分散、(c)広域的運営の促進、(d)原子力発電のメリットの可視化などの取組を推進する。」などの優遇策をとっています。しかし、経済性がなく、事件や事故が相次ぎ、核廃棄物問題が未解決の原発を「第一義」として推進する政策には非常に無理があります。

## 高速増殖炉「実用化」計画を推進

改定案では、高速増殖炉は、発電しながら消費した燃料以上の燃料を生産することによりウラン資源の利用効率を飛躍的に高め、我が国のエネルギー安定

供給に大きく貢献するものである。」との幻想を振りまいています。消費した燃料と同量の燃料を得るための期間 = 倍増時間は、増殖比1.1で74年、1.2で37年ですから、どだい無理な話です。

実用化に向け、平成20年度(2008年度)に高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転を再開し、平成62年(2050年)より先前の商業炉の開発を目指す。」としています。

高速増殖炉サイクルの実証段階における軽水炉発電相当分のコストとリスクは民間負担を原則とし、それを超える部分は相当程度国の負担とする等、国の役割の明確化を図る。」と、経済的支援を約束していません。新型転換炉の実証炉計画では「電力会社が経済的理由で撤退した」ことから国の支援を早々と確約してまでも強引に「実用化」を進めようというのです。

高速増殖炉実用化については、まだ「実用化への研究段階」であり、実用化研究には今後膨大な国家予算が注ぎ込まれようとしています。フランスをはじめ推進国は技術的困難や経済性のなさからすでに撤退しています。強引に推進すれば、重大事故が引き起こされ、深刻な放射能汚染の危険が避けられません。国家予算の浪費と放射能災害の危険を伴う「もんじゅ」の運転再開や高速増殖炉開発計画は止めるべきです。

## 原子力の海外進出も狙う

改定案では「我が国原子力産業の国際展開支援」の項を新たに設けています。原発導入予定国への支援策として人材育成支援や金融支援に取り組むとしています。そのため「CDM(クリーン開発メカニズム)の対象に原子力を加えるよう要請する努力をする」としています。CDMとは、途上国への技術支援で温暖化ガスを削減した分が自国の削減分と見なされるというものです。原子力は核災害・核拡散・核廃棄物問題等もあり、京都議定書ではCDMの対象になっていません。

カザフスタンなど海外でのウラン鉱山開発にも積極的に資源外交を行うとしています。

## 原発の経済性追求のため安全性は犠牲に

現「基本計画」策定時には、東電のひび割れ事故隠し事件があり、全国知事部会が緊急要請書を提出し、原発立地点の茨城県知事が部会に参加し、「原子力の安全の確保と安心の醸成」の項が設けられました。しかし「原子力安全・保安院の経産省からの分離・独立等の要望は取り上げられませんでした。安全を

前提に」との主張はかけ声だけに終わっています。

改定案では、「事業者による安全という品質の確保について厳しくチェックする仕組みを核とした新しい検査制度が導入され、より安全確保の実効性を高める方策がとられ、平成15年10月から本格的に実施された。」と評価しています。実際には、関電の美浜3号事故で11人もの死傷者を出し、定検期間短縮など経済性追求を優先させる品質保証システムの欠陥が明らかにされています。電力会社のダムデータ改ざん、原発温排水データの改ざんが暴かれ、さらには、東電の原発での検査データ改ざんが先日発覚しました。原発推進を「第一義」としたため、「安全確保の実効性」など全く存在しないことすら見えぬのでしょうか。

改定案では、現在集中している停止中の検査に加え、運転中の検査の充実強化といった制度の見直しを進める。」としています。定検項目の削減、オンラインメンテナンス(運転中の点検)、インセンティブ規制(事故や故障の少ない炉の優遇策)などです。これでは経済性優先の姿勢を抑制するどころか、それに拍車をかけるだけでしょう。

原子力安全委員会が最新知見に基づき改訂した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に照らして、全国に立地している原子力施設の耐震安全性を確認するなど、耐震安全対策の充実を図る。」としていますが、これまでの耐震設計を追認するだけに終わらないよう監視する必要があります。

## エネルギー消費の大幅削減と 脱原発・再生可能エネルギーの導入を

民生、運輸、産業のすべての分野で省エネルギーによるエネルギー消費量の抑制を掲げています。しかし、地球温暖化防止のためには、大幅なエネルギー消費量の削減が必要です。

新エネルギーの導入については、当面は補完的なエネルギー」との位置付けは現「基本計画」と同じです。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの大幅な増加が必要です。原子力予算を削減し再生可能エネルギー開発費を増やすべきです。原子力のエネルギーは1次エネルギーの1割を占めるにすぎないのに、エネルギー関係予算の多くを占めています。

エネルギー消費量の大幅削減、脱原発・再生可能エネルギーを推進するエネルギー政策への転換を要求していきましょう。